

生活習慣病管理料Ⅱの算定開始のお知らせ

2024年診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じた、より専門的・総合的な治療管理をおこなうため、生活習慣病管理料Ⅱの算定を開始致します。
詳細は下記のとおりです。

【生活習慣病管理料Ⅱ】

- ・対象
高血圧、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病の方
(ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定している方を除く)
- ・療養計画書
個々に応じた療養計画書をお渡しします。
初回のみ、署名(サイン)をいただきます。
- ・算定開始時期
2024年6月1日(土)から
- ・療養計画書の発行頻度
1~4ヶ月に1回

